

あいの風とやま鉄道の新たな経営計画の策定について

2020年 6月
富山県
あいの風とやま鉄道(株)

1 新たな計画を策定する背景、趣旨

あいの風とやま鉄道(株)は、2013年3月に策定した「富山県並行在来線経営計画概要」(以下「現行計画」という。)に基づき、2015年3月14日の開業から5年あまりの間、利用促進と経営安定に向けた様々な取組みを行い、県民の足として着実な歩みを続けてきた。

この間、運賃収入実績が現行計画を上回るなど、利用が好調に推移したことなどから、現行計画において本年春に実施することとされていた運賃改定を見送り、今後の収支状況や隣県会社の動向などを見極めつつ、2022年春又は2023年春での改定に向けて引き続き検討することとした。

一方、2016年度以降の経常損益は赤字で、並行在来線経営安定基金による支援を得て最終黒字を確保している状況にあり、今後も当基金による支援が不可欠であるが、現行計画は2025年度までとなっているため、その後の当基金による安定経営維持のための取扱いを決定することが求められる。

また、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症がもたらす生活様式の変容や社会経済の激変が、今後の利用動向にも大きく影響すると考えられる。

このため、運賃改定時期や将来の需要予測、今後の収支見通しと基金による支援のあり方などについて検討するとともに、あいの風とやま鉄道が将来にわたって安定的に運行するための設備投資や新たに取り組むべき方策なども盛り込み、今後のあいの風とやま鉄道の羅針盤となる新たな経営計画の策定を行うものである。

<参考>これまでの経緯

2019.2～12 運賃改訂時期等検討WG

12 利用促進協議会に上記WG最終報告を提出

【最終報告概要】

- ・現経営計画で想定されている2020年春の運賃改定は実施しない
- ・運賃改定時期は、2022年春又は2023年春を目途とするが、収支状況や隣県会社の動向なども踏まえ引き続き検討
- ・運賃改定時期は新しい経営計画を検討する中で併せて検討し、決定。
- ・当WGを発展的に解消し、新たな検討WGを設け2020年度より検討を開始
- ・経営安定基金についても、新検討WGにて「今後の収支見込を踏まえた基金補助金計画額の見直しの必要性」「基金補助額に残余が生じた場合の活用策」「2026年度以降の基金の取扱い」の3点について検討

2 新たな計画の期間

2021年度から2030年度までの10か年計画とし、中間年(2025年度)に計画内容を見直すこととする。

3 検討体制及び今後のスケジュール

県、市町村、経済団体及びあいの風とやま鉄道からなる「新経営計画検討ワーキンググループ」を創設し、検討を進める。←第14回利用促進協(2019.12.20)で了解済

当ワーキンググループでの議論や今後の利用促進協議会でのご意見を踏まえ、あいの風とやま鉄道取締役会で最終決定のうえ、2021年度の利用促進協議会で報告する。

(1)設置規約(案)及びメンバー(案) 別紙のとおり

(2)WG での検討項目

経営計画の策定に向けて、次の整理すべき項目に関して検討するとともに、当該検討を踏まえ、あいの風とやま鉄道が策定する新たな計画案に対して意見を述べるものとする。

- ・ 今後 10 年間を見据えた課題
- ・ 今後取り組むべき重点施策
- ・ 運賃改定の時期と改定率
- ・ 主な設備投資計画、収支見込み、基金収支計画

(3) 今後のスケジュール

	利用促進協議会	新たな経営計画検討 WG	備考
2020 年度			
6 月	利用促進協議会 ・計画検討方針 ・経営計画検討 WG 設置		
7 月		第 1 回 WG ・これまでの取組みと成果 ・今後 10 年間の主な課題 ・WG の検討項目とスケジュール	
9 月		(利用実態調査)	
11 月		第 2 回 WG ・(今年度の利用実態調査を踏まえた) 将来需要予測結果報告 ・経営の基本方針と重点施策(案) ・主な設備投資計画(案)	
12 月	利用促進協議会 ・WG 検討状況の報告		
2 月 上旬		第 3 回 WG ・運賃改定の時期と改定率(案) ・収支見込み(案) ・基金収支計画(案)…県策定	
3 月 下旬		第 4 回 WG ・新経営計画(案)	
2021 年度			
5 月		(第 5 回 WG)…必要に応じて開催	
6 月	取締役会、利用促進協議会 ・新経営経計画の策定 ※取締役会で決定、利用促進協議会に報告		

※新型コロナウイルス感染症の状況による今年度の利用実態調査の実施時期の延期などにより、スケジュールの変更の可能性あり

あいの風とやま鉄道新経営計画検討ワーキンググループ規約

(趣旨)

第1条 この規約は、あいの風とやま鉄道新経営計画検討ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 あいの風とやま鉄道の新たな経営計画の策定に当たり、あいの風とやま鉄道を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな経営計画に盛り込む内容について検討するため、あいの風とやま鉄道利用促進協議会規約第10条の規定に基づき、同協議会にワーキンググループを置く。

(検討事項)

第3条 ワーキンググループは、新たな経営計画の策定に向けて、あいの風とやま鉄道の今後10年間を見据えた課題について整理するとともに、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 安定運行に必要な設備投資及び今後取り組むべき重点施策に関する事項
- (2) 今後の収支見込み及び運賃の改定時期等に関する事項
- (3) 今後の収支見込みを踏まえた基金補助金計画額の見直しの必要性に関する事項
- (4) 各年度の基金補助金に残余が生じた場合の残余分の活用策に関する事項
- (5) 2026年度以降の経営安定基金の取り扱いに関する事項
- (6) その他必要な事項

(組織)

第4条 ワーキンググループは、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、富山県観光・交通振興局総合交通政策室長をもって充てる。

(会議)

第5条 ワーキンググループは、座長が招集する。

- 2 ワーキンググループは、原則、非公開とする。

(事務局)

第6条 ワーキンググループの事務局は、富山県観光・交通振興局総合交通政策室内に置く。

(細則)

第7条 この規約に定めるもののほか、ワーキンググループの運営その他必要な事項は、座長がワーキンググループにはかって定める。

附 則

この規約は、令和2年 月 日から施行する。

第1回ワーキンググループ開催日

別表

富山県観光・交通振興局総合交通政策室長、富山県観光・交通振興局総合交通政策室地域交通・新幹線政策課長、富山県観光・交通振興局総合交通政策室広域交通対策・LRT化検討班長、富山市活力都市創造部交通政策課長、高岡市市長政策部総合交通課長、射水市市民生活部生活安全課長、魚津市産業建設部都市計画課長、氷見市企画政策部地域振興課長、滑川市総務部企画政策課長、黒部市都市建設部都市計画課長、砺波市企画総務部企画調整課長、小矢部市企画政策部企画政策課長、南砺市総合政策部政策推進課長、舟橋村総務課長、上市町企画課長、立山町企画政策課長、入善町キラキラ商工観光課長、朝日町企画振興課長、北陸経済連合会事務局長、富山県商工会議所連合会事務局長、富山県商工会連合会事務局長、富山県中小企業団体中央会事務局長、(一社)富山県経営者協会事務局長、富山経済同友会事務局長、あいの風とやま鉄道株式会社総務企画部長、あいの風とやま鉄道株式会社総務企画部企画課長、あいの風とやま鉄道株式会社総務企画部財務課長

新経営計画検討ワーキンググループ委員名簿

令和2年6月1日

区分	機関・団体名	役職	備考
市町村	富山市	富山市活力都市創造部交通政策課長	
	高岡市	高岡市市長政策部総合交通課長	
	射水市	射水市市民生活部生活安全課長	
	魚津市	魚津市産業建設部都市計画課長	
	氷見市	氷見市企画政策部地域振興課長	
	滑川市	滑川市総務部企画政策課長	
	黒部市	黒部市都市建設部都市計画課長	
	砺波市	砺波市企画総務部企画調整課長	
	小矢部市	小矢部市企画政策部企画政策課長	
	南砺市	南砺市総合政策部政策推進課長	
	舟橋村	舟橋村総務課長	
	上市町	上市町企画課長	
	立山町	立山町企画政策課長	
	入善町	入善町キラキラ商工観光課長	
朝日町	朝日町企画振興課長		
経済団体	北陸経済連合会	北陸経済連合会事務局長	
	富山県商工会議所連合会	富山県商工会議所連合会常任理事・事務局長	
	富山県商工会連合会	富山県商工会連合会事務局長	
	富山県中小企業団体中央会	富山県中小企業団体中央会常任理事・事務局長	
	(一社)富山県経営者協会	(一社)富山県経営者協会専務理事・事務局長	
	富山経済同友会	富山経済同友会事務局長	
県	富山県	富山県観光・交通振興局次長・総合交通政策室長	
	富山県	富山県観光・交通振興局総合交通政策室次長・地域交通・新幹線政策課長	
	富山県	富山県観光・交通振興局総合交通政策室広域交通対策・LRT化検討班長	
並行在来線運営会社	あいの風とやま鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)総務企画部長	
	あいの風とやま鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)総務企画部企画課長	
	あいの風とやま鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)総務企画部財務課長	